

# かつらぎ町子ども読書活動推進計画 (第3次)

令和8年4月 策定  
かつらぎ町教育委員会

## 目 次

1 はじめに	1
2 国及び県の動向	
(1) 国の動向	1～2
(2) 県の動向	2
3 かつらぎ町における児童、生徒の読書の読書活動の現状	2～3
4 第2次計画の成果と課題	
(1) 家庭における取組	3～4
(2) 地域における取組	4～7
(3) 学校等における取組	7～9
5 子ども読書活動推進計画策定の目的	9
6 子ども読書活動推進計画の基本方針	9
7 子ども読書活動推進計画の対象	10
8 計画の期間	10
9 めざす姿	10
10 子どもの読書活動推進のための取組	
(1) 家庭における取組	10～11
(2) 地域における取組	11～13
(3) 学校等における取組	14～16
11 おわりに	16
12 資料	
子どもの読書活動の推進に関する法律	16～19

## 1 はじめに

読書は、読む楽しみだけではなく、読解力や想像力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解することができるようになると言われていきます。よって、子どもの頃からの読書習慣が重要視されています。

一方では、テレビ、スマートフォン、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活習慣の変化、さらに乳幼児期からの読書習慣の未形成等により、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とあります。

かつらぎ町では、この法律等を踏まえ、平成24年10月に「かつらぎ町子ども読書活動推進計画」を策定、平成30年7月には第2次を策定し、本好きな子どもを1人でも増やすため、家庭・地域・学校等、それぞれの立場から、子どもの読書環境を充実させるため、様々な取組を行ってまいりました。

この計画については、第2次の成果や問題点を踏まえた上で、引き続き、家庭・地域・学校等と連携し、子ども達が自主的に読書を楽しむような環境づくりが行えるような計画を策定いたしました。

この計画により、かつらぎ町の読書活動がより一層活発なものとなり、子どもたちの健やかな成長の手助けとなるよう努めてまいりたいと思います。

## 2 国及び県の動向

### (1) 国の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動推進に関する法律」が成立しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表し、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定め、子どもの読書活動の推進に関する施策の推進を図り、子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」については、平成14年8月に第一次基本計画が策定され、平成20年3月に第二次基本計画が策定、その後も、平成25年5月に第三次、平成30年4月に第四次、令和5年3月に第五次基本計画が策定されています。

## (2) 県の動向

平成16年3月に「和歌山県子どもの読書活動推進計画」が策定し、子どもが自主的に読書活動を行い、生涯にわたって読書を楽しむ習慣を身に付けることができるような推進をしてきました。引き続き、さらなる読書推進をめざし平成21年3月第二次計画が策定され、平成26年3月に第三次、平成30年4月に第四次、令和6年8月に第五次計画が策定されています。

## 3 かつらぎ町における児童、生徒の読書活動の現状

かつらぎ町では、「子ども読書活動推進計画（第3次）」を策定するにあたり、現在の子どもたちの読書活動の内容や現状を把握するために、令和7年11月にアンケート調査を実施し、町内の小学校3年生から中学校3年生まで7学年597人及び、こども園と幼稚園の園児の保護者147人から回答がありました。

まず、小学生と中学生の「本をよく読む」と「ときどき読む」を合わせた本を読む人の数は、小学生で69%、中学生で53%となっており、第2次策定時のアンケートからは、小学生15%、中学生16%それぞれ減少しています。好きな本の種類は、変わらず「小説や物語」が最も多く、ついで「マンガ」「趣味、スポーツ」となっています。本を読む理由については、ほとんどの子どもたちは「好きだから」で、ついで「色々なことを知ることができる」が挙げられています。1ヶ月の平均読書量は、小学生4.6冊、中学生2.5冊となっており、令和7年5月に全国学校図書館協議会が行っている学校読書調査による全国平均に比べ小学生で7.5冊、中学生で1.4冊少なくなっています。

前回実施したアンケートと比べても、小学生の読書量が、0.8冊、中学生の読書量が0.5冊それぞれ減少となっています。

1ヵ月間に1冊も読まない「不読者」については、小学生が8.6%、中学生が13.5%であり、年齢が上がるにつれて「不読者」が増えていく傾向があります。また、全国平均では「不読者」が小学生9.6%、中学生24.2%となっていますので、本町の子どもたちは、「不読者」の割合は全国平均よりは少ないと

いう結果となっています。しかし、前回のアンケート実施結果と比べると、小学生が8.5%、中学生が13.4%「不読者」が増加しています。

「よみきかせ」をしてもらった有無を問う設問では、ほとんどの子どもたちは「よみきかせ」をしてもらった経験があり、小学生では93%、中学生では90%という結果になりました。

次に、幼児の保護者への「子どもは本が好きですか」という設問に対し、「好き」と答えた保護者が86%で、「一緒に本を見たり、読んだりする機会がありますか」という設問に対し、「よくある」「時々ある」は83%でした。また、「本を読んであげることは大切だと思いますか」という設問に対し「大切だと思う」は97%でした。ただ、大切だと思いつつも、時間がないという理由でよみきかせがほとんどできていないという回答もありました。

前回のアンケートと比べて、「子どもは本が好き」と回答した保護者の割合は少し減少していますが、ほとんどの子どもは本が好きで、ほとんどの保護者が、よみきかせは大切だと思い、家でよみきかせをする機会を作っていることが分かりました。

#### 4 第2次計画の成果と課題

##### (1) 家庭における取組

###### 【成果】

- 図書館では、保護者に読み聞かせの大切さ知ってもらうための絵本講座「みんなの心にふるさとを～おうちで絵本を読みましよう」や、親子で絵本に興味を持ってもらうための絵本作家講演会を開催しました。
- 佐野こども園で家庭教育学級の一環として、絵本講座「みんなの心にふるさとを～おうちで絵本を読みましよう」、「笑う門には福来る～笑い声のする家がいちばんいいようです」をそれぞれ開催し、よみきかせの大切さを知ってもらう取組を実施しました。
- 保健福祉センター検診フロアには、おすすめ絵本を常時設置し、親子で絵本に親しめるようにしました。
- 平成26年5月から、7ヶ月児教室「さくらんぼ」でブックスタート活動をスタートさせ、絵本のプレゼントと保育士のよみきかせを実施し、絵本やよみきかせの素晴らしさを啓発しました。  
当初、配布絵本は1種類のみでしたが、3種類の絵本を準備し、第一子以降の赤ちゃんに違う本を手渡すことで、きょうだいで種類の違う

絵本を楽しんでもらえるようになりました。絵本のプレゼントは保護者から好評で、子どものお気に入りの絵本の1冊になっているという声も聞かれます。

- ブックスタートでは、おすすめ絵本のリーフレットや図書館案内等の配布を継続して実施しました。

#### 【課題】

- こども園・幼稚園に配布している、おすすめ絵本の紹介リーフレットについては、年に数回の発行となってしまったので、定期的な発行が必要です。
- 家庭教育学級を令和6年度に中止し、令和7年度以降実施する予定がないため、別の機会によみきかせを推進する活動を検討する必要があります。
- ブックスタートで配布している絵本が、家庭でどの程度活用されているのか分からないので、把握する必要があります。
- ブックスタートで配布している、赤ちゃん絵本のリーフレットの定期的な内容変更が必要です。

## (2) 地域における取組

### ①図書館における取組

#### 【成果】

- 広報やホームページ、記者発表などを通じ、積極的な情報発信に努めました。
- 子どもへのブックリストの作成及び配布を行いました。
- 小学生の図書館見学では、絵本のよみきかせや、人気の本や図書館からおすすめする本の紹介なども取り入れました。中学生の職場体験学習の機会には、様々な図書館体験をしてもらい、図書館の魅力を伝えました。
- 各小学校へ定期的に団体貸出しを実施しました。また、小学校高学年が参加する通学合宿や、児童館、公民館等への団体貸出しも実施しました。
- 令和4年度に「図書館パワーアップ事業（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）」で、小学校の国語の教科書に紹介されている図書の購入や、汚損のひどい定番児童書の買い替えを実施しまし

た。

- 令和3年度から「読書活動推進事業（和歌山県委託事業）」をスタートさせ、小学校への定期的なよみきかせや朗読を実施しました。
- ヤングアダルト資料の定期的な購入に努めました。
- 赤ちゃん絵本の定期的な購入に努めました。また、来館された利用者やブックスタート参加者に対して、積極的にコーナーへの案内を実施しました。
- 絵本を題材とした人形劇や、絵本作家講演会、工作教室、よみきかせ会等、様々な事業を実施し、本に興味を持つきっかけ作りを行いました。

#### 【課題】

- 新たな情報提供の場を開拓する必要があります。
- 更なる団体貸出しの利用促進に努めます。
- 学校の授業等に使用できる図書を、積極的に広報したり、教職員向けのブックリストを発行したりして、活用を推進する必要があります。
- こども園、幼稚園でのよみきかせについては、定期的の実施できるよう、連携が必要です。

## ②ボランティア活動の推進

#### 【成果】

- ビックブック（大型絵本）や絵本、児童文学に関する解説書等の資料収集に努め、来館されたボランティア等に、積極的に紹介しました。
- よみきかせ活動を支援するため、「よみきかせ講座」や「紙芝居講座」「選書講座」などを積極的に実施しました。
- よみきかせの企画や、よみきかせを実施したいというボランティアからの要望に応え、様々な活動の場を提供しました。

#### 【課題】

- ビックブック（大型絵本）や絵本、児童文学に関する解説書等を、定期的に広報ができるようにする必要があります。
- 図書館ボランティアの活動状況の把握だけでなく、民間団体等の地域の活動状況を把握し、連携した新たな取組を考案し、読書活動を広げるよう努めます。

### ③関係機関との連携

#### 【成果】

- 令和5年度から「図書館フェス」を開催し、図書館以外の担当者とも連携しながら、図書館以外のイベントも同時開催することで、新たな利用者が増加しました。
- 「読書活動推進事業」を進めていく上で、教育支援センター長、各小学校の図書担当、児童厚生員、ボランティア、青少年育成担当で構成した企画運営委員会を設置し、定期的な情報交換の場を持ったことで、活動が活発になりました。
- 育児サークルの場で、保育士による絵本のよみきかせの時間を作り、絵本の楽しさを経験できるようにしました。
- 学校と連携し、平成28年度から実施している「ビブリオバトル大会」を継続して開催するとともに、館内にビブリオバトルコーナーを設置し、貸出し増加に努めました。また、POP 作品の掲示や、子どものおすすめ図書の展示貸出しも実施しました。
- 児童館でPOP 作品を掲示し、本に興味を持ってもらうよう努めました。

#### 【課題】

- 積極的に他の関係機関と連携し、行事や講座等の開催に努める必要があります。
- こども園や公民館等との定期的な交流の場を持ち、サービスの場を広げていく必要があります。
- 町立図書館と学校司書との情報交換の場を設け、学校や児童の現状にあった資料の蔵書に努める必要があります。

### ④地域施設等における取組

#### 【成果】

- 7ヶ月児教室や11ヶ月児教室で、保育士による絵本のよみきかせを実施し、乳児期からよみきかせの楽しさを親子で経験し、家庭でのよみきかせに繋がるよう努めました。
- 10ヶ月児健康相談時に、保護者向けに作成したおすすめ絵本のチラシを配付し、乳児期から絵本に触れることや、よみきかせの大切さを啓発しました。

- ・ 乳幼児健診や健康相談の待合場所へ、おすすめ絵本を設置し、親子で絵本に関われるようにしました。
- ・ 各公民館で図書館のおすすめ本（50～100冊）を設置することにより、学校や図書館以外で本に親しむ機会を提供することができました。

#### 【課題】

- ・ 人員不足のため、乳幼児健診・健康相談等で、よみきかせは実施できませんでした。
- ・ 公民館への団体貸出しについては、継続して取組ができるように協議を進める必要があります。

### （3）学校等における取組

#### ①こども園等における取組

#### 【成果】

- ・ 保育士が、絵本作家の講演会に参加したり、他の園と絵本との触れ合いについて交流を持てたりしたので、保育中の絵本との向き合い方にも幅が出てきました。
- ・ 保育士が、毎日絵本のよみきかせをすることができました。
- ・ 保育士が、ねらいを持って絵本を選択することで、どの子どもも絵本と親しむ機会を楽しみにできるようになりました。
- ・ 絵本が好きになり平仮名にも興味を持ち始める子どもが増えました。
- ・ 保育士が、参観やクラスだより等で絵本の大切さを伝えたため、子ども達が自分から絵本を手取る機会が増えました。
- ・ 朝の時間は保育士が絵本のよみきかせをし、活動の合間には、子ども達が好きな絵本を見たり読んだりできる時間を作ることができました。
- ・ 保育士は、絵本の内容を考慮し、物語、図鑑、遊び本等、様々な絵本を準備し、子ども達の興味を引く本棚の並べ方も工夫しました。
- ・ 園を通じて、本のリーフレットの配布や資料の展示をすることで、新しい絵本や子ども達に合った内容の資料提供ができました。

#### 【課題】

- ・ よみきかせや絵本等に関する研修に参加できる職員が少ないので、

職場環境の改善が必要です。

- できるだけ朝と帰りに絵本を読むようにしていますが、時間がなく読めない時もあるので、よみきかせの時間の確保が必要です。
- 毎日のよみきかせは大切なので、単なる場つなぎではなく、意図をもってよみきかせ絵本を選択する必要があります。
- よみきかせする本が、同じ本ばかりになってしまわないように、様々な絵本に触れる機会を増やす必要があります。
- 保護者対象の、家庭で読書習慣を身に付けることの重要性について啓発する講演会がなかなか開催できていません。

## ②小中学校における取組

### 【成果】

- 子どもが本に親しむ機会を増やすため、学校図書館の開放時間を見直し、数年前から子どもが学校で過ごしている間は終日開放し対応しています。そうすることで、休憩時間に図書館へ行き、本を手にする子どもが増えました。また、図書館へ足を運ぶ教員も増えました。
- 「朝読」「昼読」とし、子どもが読書に親しむ時間を確保しました。また、この時間を利用して、よみきかせ等の読書活動を行うことで、読書への関心が高まり、興味をもって読書をしている子どもを把握することができました。
- 教職員や子どもからの本のリクエストを受け、学校図書館にその本がない場合に、町立図書館の団体貸出しを利用することで補うことができました。また、学校司書が勉強のために利用することもありました。
- 教職員の読書に関する理解や知識を深めるため、積極的に研修等に参加しているので、学校図書館の充実に繋がりました。
- 学校図書館だけでなく、子どもが他の図書館に行っても本を探せるよう「日本十進分類法」に合わせて配置しているので、小学3年生で「日本十進分類法」について学ぶ際、実際の配置を見ることができるようになりました。入口付近には、季節に合わせたコーナーも設置しており、子どもの知的好奇心も高まりました。
- 学校司書が、図書館流通センター主催のブックフェアに参加し直接選書したり、出版社の人に尋ねたりしているため、学校や子どもの実態に合った本を厳選して購入することができました。

### 【課題】

- ・ 休憩時間等の開館時間に対応する人員が不足しています。
- ・ 全校で読書をする時間を設けていますが、形式的なものになってしまい、読書活動の推進につながっていない子どもへの指導が課題となっています。
- ・ 教職員や子どもからの本のリクエストを受け付けた場合に、町立図書館の本で補っていますが、必要な本が準備できない場合があります。町立図書館に必要な本がない場合は、県立図書館に問い合わせをしますが、どの学校も学習する単元の時期が重なることが多いため、借りることが難しい場合があります。
- ・ 「日本十進分類法」がほとんどの子ども（学習した子ども）に浸透していないので、必要な本を子ども自身が探すことができなかつたり、元の場所に戻すことができなかつたりすることが多くなっています。
- ・ 各教科等で必要な本、学年で必要な本、教科書に記載されている本などのすべてを購入するには、現在の予算内では難しいので、必要最低限のみの購入となっています。そのため、町立図書館で団体貸出しが不可欠となってきますが、学習に必要な本が所蔵されていないことが多いので、なかなか学習に生かすことができません。
- ・ 学校図書館の利用は、決まった子どもが多いことが課題となっています。
- ・ 学校では、蔵書の充実や利用したいと思わせるような図書室づくりが課題となっています。

## 5 子ども読書活動推進計画策定の目的

この計画は、かつらぎ町の子どもたちが、本に親しみ、読書を通じて豊かな感性と考える力を育み、子どもたちが読みたいときに読みたい場所で、自主的に読書活動ができる諸条件を整備していくことを目的とします。

## 6 子ども読書活動推進計画の基本方針

- (1) 本を読むことの魅力、楽しさを紹介します。
- (2) 読書環境を整え、子どもが「好きな本」に出会える機会を増やします。
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心を深めます。

## 7 子ども読書活動推進計画の対象

対象は、乳幼児から中学生までを中心に、おおむね18歳以下の者とします。

## 8 計画の期間

計画期間は、令和8年度から12年度までのおおむね5年間とします。

## 9 めざす姿

目的、対象、期間を踏まえ、この基本理念と言える子どものめざす姿を次のとおり掲げます。

かつらぎ町の子どもは、本が大好きで、たくさんの本に囲まれて、自らよろこんで読書をしています

## 10 子ども読書活動推進のための取組

### (1) 家庭における取組

乳幼児が本に親しむためには、最も身近な存在である保護者が一緒に本を読んだり、よみきかせをしたりする必要があります。また、手の届くところに本がある、あるいは図書館などをよく利用するといった、子どもが自然に本に触れあうことのできる機会を作ること大切です。

そのためには、引き続き、家庭における読書やよみきかせの大切さ、意義について保護者に広く普及を図り、さらに、家庭におけるよみきかせや、子どもの読書の時間を設定するなど、家庭で読書習慣を身に付けることの重要性についての啓発を行うことも必要です。

#### 【具体的取組】

- こども園・幼稚園に配布しているおすすめ絵本のリーフレットを、定期的に発行するよう努めます。

- 家庭における読書やよみきかせの大切さを保護者に知ってもらうため、引き続き、魅力的な講座、講演会を開催します。
- ブックスタート活動で配布しているリーフレットの内容を毎年更新します。
- ブックスタート活動で配布した絵本がどの程度活用されているか把握するため、アンケートを実施し、今後の活動に活かします。
- 子育て支援センター等で、親子対象のよみきかせイベントを行います。
- こども園等で、引き続き、保護者に対して図書館利用の呼びかけを行います。

## (2) 地域における取組

図書館を中心に子どもが読書に親しむことのできる環境を整え、本を楽しむことや読書習慣を身に付けるための支援に努めます。

### ① 図書館における取組

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとって、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりできる場所です。

加えて、図書館は、利用者及び住民の要望や地域の実情に留意するとともに、多様な利用者を想定した資料の収集・整備に努めます。

また、子どもの読書習慣の定着につながるようなイベントの実施や、おすすめ本の紹介リストの発行、資料の団体貸出し等も積極的に行い、子どもがより多くの本と触れる機会をつくるよう努めます。

#### 【具体的取組】

- 広報やホームページ、記者発表や LINE 等で、読書活動の積極的な情報提供を行います。
- 教職員向けに、教科関連のブックリストを作成、配布し、活用推進に努めます。
- 小学生が町立図書館に足を運びきっかけとなるよう、積極的に図書館見学を受け入れます。また、中学生の職場体験学習を通し、子どもが図書館の魅力を発見できるように努めます。

- 学校だけでなく、児童館や公民館、教育支援センター等への団体貸出しの利用促進に向け、積極的に図書のご案内を行います。
- 限られた予算のなかで、学校の教科書で紹介されている図書を購入するため、学校へアンケート依頼をし、優先順位を決め、図書館の蔵書に加えるよう努めます。
- 学校、こども園等への定期的な出張よみきかせを行います。
- ヤングアダルトコーナーを充実させるため、POPの掲示や積極的な広報活動に努めます。
- ブックスタート事業を利用して、発達段階別の赤ちゃん絵本の紹介に努めます。
- 図書館に興味を持ってもらうため、絵本作家講演会や、工作教室等を継続して実施します。

## ②ボランティア活動の促進

よみきかせやおはなし会等を行っているボランティアグループを支援し、よみきかせに活用できるビッグブック（大型絵本）や絵本・児童文学に関する解説書や研究書の提供に加え、必要な知識や技能を身に付けるための講座や研修会の開催に努めます。

また、ボランティアが、図書館だけでなく、他の施設で定期的に活動できるような体制づくりに努めます。

### 【具体的取組】

- ビッグブック（大型絵本）や絵本・児童文学に関する解説書等の資料収集と広報に努めます。
- ボランティアが必要な知識や技能を身に付けるための講座や研修会を開催します。
- 学校や公民館等、ボランティアが活動する施設と連携し、ボランティアと活動場所を繋ぐ取組を進め、定期的によみきかせが実施できる体制づくりに努めます。

## ③ 関係機関との連携

子どもの読書環境をより充実させるため、学校、こども園、幼稚園、公民館、役場等と連携、協力し、行事や講座等の継続した共同開催実施にむけた体制の整備に努めます。

また、リーフレット配布や資料の展示等も行い、読書活動の推進を行います。

【具体的取組】

- 関係機関と連携した行事等の開催が継続して実施できるような体制づくりに努めます。
- 関係機関と定期的な情報交換の場をもち、資料の充実も含めた読書活動の推進に努めます。
- 関係機関と連携し、開催されるイベント関連の資料を集め、展示貸出しに努めます。
- 健康推進係、こども園等と連携した乳幼児期への啓発活動の実施を行います。
- 学校と連携し、「ビブリオバトル大会」の継続した実施に加え、ビブリオバトルで紹介された本の展示貸出しを行います。
- 児童館に、図書館のおすすめ本と紹介POPの貸出しをします。
- 子ども達に興味を持ってもらえるような、リーフレット作成配布に努めます。

④地域施設等における取組

学校や図書館以外の場所でも、本を活用した事業等を行い、本に親しむ機会を提供することで、子どもの読書への興味や好奇心を刺激し、想像力や表現力を培うよう努めます。

また、大人に対する読書やよみきかせの意義の理解の推進についても併せて行います。

【具体的取組】

- 引き続き7ヵ月児と11ヵ月児の乳児教室では、保育士を中心によみきかせの実施に取り組み、親子で乳児期から絵本に親しみ、よみきかせの楽しさや、意義の理解の推進に努めます。
- 乳幼児健診や健康相談で、ボランティア等の協力を得ながら、よみきかせの実施に取り組みます。また、おすすめ絵本コーナーの充実に努めます。
- 子育て支援センター等で、親子でふれあえる「おはなし会」を実施し、よみきかせの意義の理解の推進に努めます。
- 公民館等で、定期的におすすめ本の展示を行います。

### (3) 学校等における取組

人間が生活していく上で、文章の読解力は欠かすことができません。また、勉学においてもまず問題の要旨を読み取り、それを正しく理解し、適切な答えを組み立てて表現することが必要となります。

義務教育の目標を示した学校教育法の第 21 条においても「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられており、それを受けて、学習指導要領においても、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。」と示されています。

この学校教育法及び学習指導要領を踏まえ、学校等においては、読書やよみきかせを通して、豊かな言葉や多彩な表現に多く触れることで、子どもの言語能力を培っていくよう努めます。

また、小中学生によるこども園等でのよみきかせ活動など、読書を媒介にした異種年齢交流を行い、絵本に触れる機会を増やせるよう促します。

#### ① こども園等における取組

乳幼児期に読書の楽しさを感じることができるよう、保育所保育指針に「保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。」と明記されています。このことから、絵本や物語に親しむ活動の充実に努めることが必要です。

併せて教員及び保育士の指導力の向上を図るため、様々な研修等の参加に努めます。

また、保護者に対しても、読書やよみきかせの大切さや意義等を理解してもらえるよう啓発に努めます。

#### 【具体的取組】

- 保育士が、絵本と読書の関わり方について理解を深めるための研修に参加し、積極的に他の職員へ内容共有します。
- 子どもが、絵本に興味を持つ機会を増やすため、園でよみきかせをする機会を増やします。
- 保護者に対し、子どもへの絵本の選び方やよみきかせの仕方など、絵

本の大切さについての研修機会や、情報提供に努めます。

- 子どもが様々な絵本に触れる機会を増やすよう努めます。
- 町立図書館の協力を得ながら、よみきかせする本の内容を充実させるよう努めます。

## ② 小中学校における取組

### 1) 読書習慣形成の促進

不読率の改善に向け、朝の読書や一斉読書等、子どもが本に親しみ、読書習慣を形成するための取組を行うとともに、子どもの主体的な学習活動を支援し、授業の内容を豊かにしてその理解を深める学習を通して、図書館やその本を利活用する機会を増やします。

また、子どもの視点に立った読書活動の推進を行うため、子どもの意見を政策に反映させるよう努めます。

加えて、教職員の読書に関する理解や知識を深め、適切な指導を行えるよう努めます。

#### 【具体的取組】

- 学校図書館の開放時間を増やすための取組や、おすすめ図書を知ってもらう広報活動に努めます。
- 朝読等の継続した取組を行うとともに、子どもの読書への興味を深めるため、よみきかせ活動も行います。
- 授業内容を豊かにし、理解を深めるため、学校図書館の蔵書内容について計画的な整備に努めるとともに、町立図書館の団体貸出し等も積極的に利用します。
- アンケート等、様々な方法を活用し、子どもの視点に立った読書活動の推進を行います。
- 教職員の読書に関する理解や知識を深めるため、研修等に参加し、他の教職員へ内容を伝達する機会の確保に努めます。

### 2) 学校図書館の充実

学校図書館が、子どもが落ち着いて読書を行うことができる安らぎのある環境や、知的好奇心を醸成する開かれた学びの場となるよう、環境整備に努めます。

また、図書の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行えるよう、予約やリクエストの受付、読書相談やレファレンスサービス等を行い、また図書館便りや新刊紹介等の広報にも努め、子どもと本とを繋ぐ役割を果たせるよう努力します。

#### 【具体的取組】

- すべての子どもが必要な図書を探ることができるような使いやすい図書の配置に努めます。
- 学校で必要な図書の優先順位を決め、計画的に新規購入を行います。
- 新刊紹介など広報活動にも努めます。
- 子どもが落ち着いて読書ができるような環境整備に努めます。

## 11 おわりに

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第8条に基づき政府が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本として、本町の計画を策定したものです。

今回策定の「かつらぎ町子ども読書活動推進計画（第3次）」は平成30年度に策定した第2次の課題等を踏まえ担当者と協議し策定しています。

今後、関係機関と連携しながら、計画の遂行管理を定期的に行い、具体的な実施に向け、取り組んでいきたいと考えています。

## 12 資料

子どもの読書活動の推進に関する法律  
（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑

に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
  - 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
  - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。